

緑条例(丹波地域)ガイドライン 一覧表

	歴史的な町の区域	まちの区域	さとの区域	森を生かす区域																																
土地利用指針	-	計画的な市街地の形成 開発計画は、あらかじめ設定されている街区パターンに従って計画してください。街区パターンの変更が必要な場合、設定されていない場合は市町と協議してください。	開発地の選定 まとまりのある農地内においては開発や建築を避けてください。新しく施設の立地を計画する場合は、集落内の空地や集落の周辺などの土地を選定してください。	開発地の選定 独立峰の頂部、平地に突き出た尾根、スカイラインを構成する稜線の領域においては開発や建築を避けてください。																																
	特徴的な緑地等の保全 空間を特徴づけている地形、樹林地や樹木、貴重な植生を保全してください。また、水辺空間、歴史的な地物などを保全して、これからの空間づくりに活用しましょう。			森林等の保全 開発面積に対して、次表以上の森林を保全してください。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>開発面積</th> <th>森林率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5ha～</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>1～5ha</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>～1ha</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	開発面積	森林率	5ha～	50%	1～5ha	40%	～1ha	30%																								
開発面積	森林率																																			
5ha～	50%																																			
1～5ha	40%																																			
～1ha	30%																																			
建築指針	自然と調和した造成 地形の改変をできるだけ少なくするよう配慮してください。	-	自然と調和した造成 地形の改変をできるだけ少なくするよう配慮してください。	-																																
	さとの区域との境界付近などでは、コンクリート擁壁などによる造成を避け、造成面が自然地形や農村風景と調和するよう配慮してください。	さとの区域との境界付近などでは、コンクリート擁壁などによる造成を避け、造成面が自然地形や農村風景と調和するよう努めてください。	コンクリート擁壁などによる造成を避け、造成面が自然地形や農村風景と調和するよう配慮してください。	-																																
緑化指針	建物等の形態 周辺の町並みと調和するよう、建物等の形態は次表のとおりとしてください。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>建蔽率</td> <td>70%以下</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>12m以下</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>500㎡以下</td> </tr> <tr> <td>宅地面積</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	建蔽率	70%以下	高さ	12m以下	床面積	500㎡以下	宅地面積	-	建物等の形態 良好な市街地環境の形成を図るため、建物等の形態は次表とするよう努めてください。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>建蔽率</td> <td>60%以下</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>15m以下</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>宅地面積</td> <td>200㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	建蔽率	60%以下	高さ	15m以下	床面積	-	宅地面積	200㎡以上	建物等の形態 農村風景と調和するよう、建物等の形態は次表のとおりとしてください。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>建蔽率</td> <td>60%以下</td> </tr> <tr> <td>高さ制限</td> <td>12m以下</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>500㎡以下</td> </tr> <tr> <td>宅地面積</td> <td>250㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	建蔽率	60%以下	高さ制限	12m以下	床面積	500㎡以下	宅地面積	250㎡以上	建物等の形態 周辺の森林と調和するよう、建物等の形態は次表のとおりとしてください。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>建蔽率</td> <td>50%以下</td> </tr> <tr> <td>高さ制限</td> <td>15m以下</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>500㎡以下</td> </tr> <tr> <td>宅地面積</td> <td>300㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	建蔽率	50%以下	高さ制限	15m以下	床面積	500㎡以下	宅地面積	300㎡以上
	建蔽率	70%以下																																		
高さ	12m以下																																			
床面積	500㎡以下																																			
宅地面積	-																																			
建蔽率	60%以下																																			
高さ	15m以下																																			
床面積	-																																			
宅地面積	200㎡以上																																			
建蔽率	60%以下																																			
高さ制限	12m以下																																			
床面積	500㎡以下																																			
宅地面積	250㎡以上																																			
建蔽率	50%以下																																			
高さ制限	15m以下																																			
床面積	500㎡以下																																			
宅地面積	300㎡以上																																			
町並み景観の継承 周辺の家屋などの伝統的な意匠、材料、色彩を参考にして、周辺の緑と調和し、町並み風景に溶け込む建物となるよう配慮してください。	-	集落景観の継承 周辺の家屋などの伝統的な意匠、材料、色彩を参考にして、集落景観や周辺の緑と調和し、農村風景に溶け込む建物となるよう配慮してください。	森と調和する意匠等 周辺の緑、景観と調和した建物となるよう意匠、材料、色彩に配慮してください。																																	
住宅開発を行う場合は、町割りや町並みと調和した区画割りとしてください。	-	住宅開発を行う場合は、集落構造等と調和した区画割りの菜園付き住宅とするなど、「さと」型の住宅を計画してください。	-																																	
共有空間の緑化 歴史的に形成されてきた樹木による緑化手法を参考にして、美しい町並みを創っていきましょう。	共有空間の緑化 歴史的に形成されてきた樹木による緑化手法を参考にして、美しい都市景観を創っていきましょう。	伝統的な緑化手法の継承 歴史的に形成されてきた樹木による緑化手法を継承して、美しい農村風景を創っていきましょう。	新しい里山づくり 花や紅葉が美しい樹木によって、落葉広葉樹林化や混交林化を図りましょう。																																	
丹波に適した在来種の樹木を用いてください。																																				
緑化指針	開発区域内の緑化 開発面積500㎡あたり1本以上の高木を植えてください。開発面積の10%以上の緑地を確保してください。	開発区域内の緑化 開発面積500㎡あたり1本以上の高木を植えてください。開発面積の10%以上の緑地を確保するよう努めてください。	開発区域内の緑化 開発面積250㎡あたり1本以上の高木を植えてください。開発面積の20%以上の緑地を確保してください。	開発区域内の緑化 建物と樹木が調和した美しい里山景観となるよう、開発区域内に樹木を植えてください。																																
	緑地や樹木の配置にも配慮して、美しい町並み景観を創っていきましょう。	緑地や樹木の配置にも配慮して、美しい市街地景観を創っていきましょう。	緑地や樹木の配置にも配慮して、美しい農村風景を創っていきましょう。	-																																